

多面的機能発揮促進事業に関する計画の概要

令和7年11月21日

広島市

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成26年法律第78号）第7条第5項の規定に基づき、多面的機能発揮促進事業に関する計画を認定したので、同条第6項の規定に基づき、その概要を下記のとおり公表する。

記

種類				実施地域等		実施期間	実施主体
1号事業	2号事業	3号事業	4号事業	地域	重点区域との重複の有無		
○	○			安佐南区沼田町吉山地区	無	R7～R11	影浦集落
○	○			安佐南区沼田町吉山地区	無	R7～R11	中畑集落
○	○			安佐南区沼田町吉山地区	無	R7～R11	野稻原集落
○	○			安佐南区沼田町吉山地区	無	R7～R11	中村集落
○	○			安佐南区沼田町阿戸地区	無	R7～R11	中王集落
○	○			安佐南区沼田町吉山地区	無	R7～R11	上垣内集落
○	○			安佐南区沼田町吉山地区	無	R7～R11	原垣内集落
○	○			安佐南区沼田町吉山地区	無	R7～R11	大原集落
	○			安佐北区安佐町小河内地区	無	R7～R11	小河内集落
○				安佐北区安佐町飯室地区	無	R7～R11	飯室三谷集落
	○			安佐北区安佐町飯室地区	無	R7～R11	三谷集落
	○			安佐北区安佐町鈴張地区	無	R7～R11	鈴張14集落
	○			安佐北区安佐町鈴張地区	無	R7～R11	鈴張第12集落
	○			安佐北区安佐町鈴張地区	無	R7～R11	鈴張第十三生産区集落
	○			安佐北区安佐町鈴張地区	無	R7～R11	鈴張第15生産区集落
	○			安佐北区安佐町鈴張地区	無	R7～R11	鈴張一区集落
	○			安佐北区安佐町鈴張地区	無	R7～R11	鈴張17区集落

	○			安芸区阿戸町阿戸第一地区	無	R7 ~ R11	認定農業者
	○			安芸区阿戸町阿戸第三地区	無	R7 ~ R11	認定農業者
	○			佐伯区湯来町峠地区	無	R7 ~ R11	峠集落
	○			佐伯区湯来町柵上地区	無	R7 ~ R11	柵上集落
	○			佐伯区湯来町柵下地区	無	R7 ~ R11	柵下集落
	○			佐伯区湯来町上重光地区	無	R7 ~ R11	上重光集落
	○			佐伯区湯来町河内原地区	無	R7 ~ R11	河内原集落
	○			佐伯区湯来町下川角地区	無	R7 ~ R11	下川角集落
	○			佐伯区湯来町古塚地区	無	R7 ~ R11	古塚集落
	○			佐伯区湯来町小伏原地区	無	R7 ~ R11	小伏原集落
	○			佐伯区湯来町伏郷地区	無	R7 ~ R11	伏郷集落
	○			佐伯区湯来町北谷地区	無	R7 ~ R11	北谷集落
○				佐伯区湯来町上多田地区	無	R7 ~ R11	上多田地域資源保全会
	○			佐伯区湯来町上多田地区	無	R7 ~ R11	上多田集落地域資源保全会
	○			佐伯区湯来町打尾谷地区	無	R7 ~ R11	下打尾谷集落
	○			佐伯区湯来町上麦谷一地区	無	R7 ~ R11	上麦谷1集落
	○			佐伯区湯来町上麦谷二地区	無	R7 ~ R11	上麦谷2集落